

上里町立賀美小学校 いじめ防止基本方針

〈基本理念〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、また、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その身体及び生命に重大な危険を及ぼすものである。

本校では、全職員を挙げていじめ問題に迅速かつ組織的に対応する。そして、すべての児童がいじめを正しく認識し、いじめを放置せず、いじめを行わず、明るく楽しい学校生活を送れるようにする。

1 いじめの定義と基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめと児童・学校・職員

(1) いじめと児童

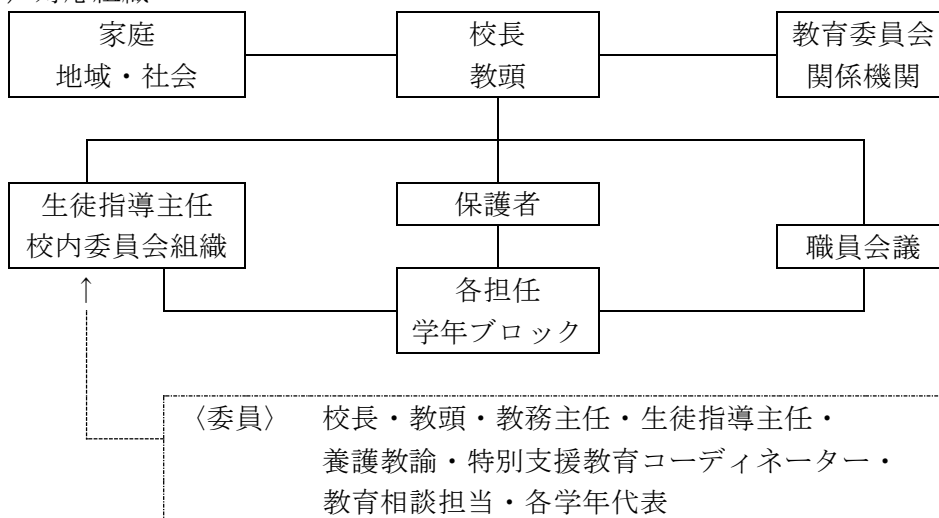
児童は、いじめを行ってはならず、またいじめを見過ごしてはならない。

(2) いじめと学校及び職員

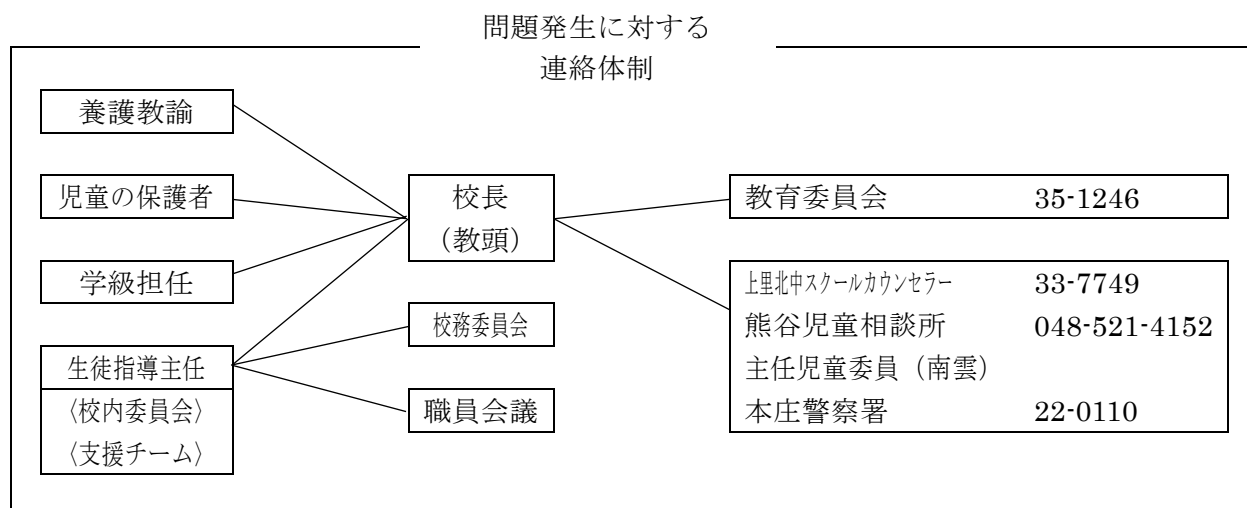
学校及び職員は、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら、組織を挙げていじめの防止と早期発見に努め、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらに再発の防止に努めなければならない。

3 学校におけるいじめ防止対策のための組織と連絡体制

(1) 対応組織



(2) 連絡体制



- ①担任等：いじめを発見したときには、直ちに校長に報告する。
- ②校長：報告を受けた場合に、問題の程度に応じて対策を講じる。
- ③生徒指導主任：校長の命を受け、問題の程度に応じた組織で対応する。

4 未然防止のための方策

(1) 学級経営の充実

支持的な学級の雰囲気醸成し、自治的・自発的な活動を助長して望ましい集団活動の実現を図る。

(2) 楽しくわかる授業の実践

教材研究や校内研修・自己研修を充実して、楽しくわかる授業を実現し、児童に達成感や成就感を味わわせる。

(3) 道徳教育の充実

道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高めるとともに、全教育課程を通して道徳的实践を助長し、道徳的心情を培う。

(4) 児童相談員の活用

児童相談員の活用により、校内での相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。

5 早期発見のための方策

(1) 「こころのかがみ」アンケートの活用

年に数回アンケートをとり、日常の家庭生活・学校生活でのことや、いやなことがあったという報告が上がった場合には、その週の内に当事者や見ていた児童から事情を聞き、管理職へ報告する。

(2) 養護教諭との連携

健康観察の結果や欠席状況、保健室への来室頻度など、児童の様子に気を配り、気になることがあるときには、速やかに管理職に報告する。

(3) 保護者との連携

年度当初保護者に依頼して、毎日学校での様子を子どもから聞いてもらい、心配なことがあったら連絡帳等を利用して連絡してもらう。

(4) 下校見守り隊との連携

下校見守り隊と連携し、下校の様子でいじめの心配があったらすぐに学校に連絡してもらう

よう依頼する。

6 早期解決の方策

(1) 「こころのかがみ」アンケートの活用

「こころのかがみ」アンケート結果を受けて、管理職への連絡、相談の後、その週の内に対応する。いじめがわかった場合には、管理職に連絡し組織で対応する体制をとる。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との信頼関係を大切にし、いじめの程度により保護者も含めた話し合いを行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、児童の生命、心身、または財産に重大な被害が及んだ疑いがある場合
- ② いじめにより、児童が相当の期間（年間 30 日を目安とするが一定期間連続して欠席している場合も含む）欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ③ 児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」と申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

- ① 速やかに教育委員会に連絡する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 当該組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に必要な情報を適切に提供する。